

図表 2-8-22 我が国の世界遺産一覧

	記載物件名	所在地	記載年月	区分
1	法隆寺の仏教建築物	奈良県	平成5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	平成5年12月	文化
3	屋久島	鹿児島県	平成5年12月	自然
4	白神山地	青森県, 秋田県	平成5年12月	自然
5	古都京都の文化財（京都市, 宇治市, 大津市）	京都府, 滋賀県	平成6年12月	文化
6	白川郷、五箇山の合掌造り集落	岐阜県, 富山県	平成7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	平成8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	平成8年12月	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	平成10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	平成11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県, 奈良県, 和歌山県	平成16年7月	文化
13	知床	北海道	平成17年7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成19年7月	文化
15	小笠原諸島	東京都	平成23年6月	自然
16	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	平成23年6月	文化
17	富士山—信仰の対象と芸術の源泉	山梨県, 静岡県	平成25年6月	文化

## （2）無形文化遺産の保護に関する取組

平成15年のユネスコ総会において、無形文化遺産の保護に関し拘束力のある初めての国際的な法的枠組みとして「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択され、18年4月20日に発効されました。我が国は、本条約の策定段階から主導的役割を果たすとともに、その早期発効を促すため、16年6月に3番目の締約国となり、25年3月末現在で152か国が締結しています。

本条約は、無形文化遺産を保護することを目的として、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」への記載、無形文化遺産の保護のための国際的な協力・援助体制の確立、締約国がとるべき必要な措置などについて規定しています。

平成24年12月、本条約の政府間委員会がフランスのパリで開催され、我が国の「那智の田楽」を含む27件が新たに「代表一覧表」に記載されることになりました。25年3月には、「代表一覧表」への記載に向け、我が国として「和紙：日本の手漉和紙技術」をユネスコに提案することを決定し、提案書を提出しました。今後、最短で26年秋の政府間委員会において記載の可否の審議を受ける予定となっています。また、無形文化遺産保護に関する調査研究及び途上国への技術的支援などを行うため、国立文化財機構の一機関として、アジア太平洋無形文化遺産研究センターが大阪府堺市に設置されています。



無形文化遺産 那智の田楽

図表 2-8-23 「代表一覧表」に記載されている我が国の無形文化遺産

区 分		名 称	記載年
重要無形文化財	芸能	能楽	平成20年記載
		人形浄瑠璃文楽	平成20年記載
		歌舞伎	平成20年記載
		雅楽	平成21年記載
	工芸技術	組踊	平成22年記載
		小千谷縮・越後上布	平成21年記載
重要無形民俗文化財	風俗慣習	石州半紙	平成21年記載
		結城紬	平成22年記載
		日立風流物（茨城県）	平成21年記載
		京都祇園祭の山鉾行事（京都府）	平成21年記載
		甑島のトシドン（鹿児島県）	平成21年記載
		奥能登のあえのこと（石川県）	平成21年記載
	民俗芸能	主生の花田植（広島県）	平成23年記載
		早池峰神楽（岩手県）	平成21年記載
		秋保の田植踊（宮城県）	平成21年記載
		チャッキラコ（神奈川県）	平成21年記載
		大日堂舞楽（秋田県）	平成21年記載
		題目立（奈良県）	平成21年記載
		アイヌ古式舞踊（北海道）	平成21年記載
		佐陀神能（島根県）	平成23年記載
那智の田楽（和歌山県）	平成24年記載		

Column No. 22

「世界遺産条約採択40周年記念最終会合」について

世界遺産は、昭和47年にスタートして、平成24年で40年の年月を重ねてきました。今では、国内外の多くの人の関心を集めており、世界各地の様々な文化遺産を保全・管理する上で重要な役割を果たしています。一方で、40年前とは社会情勢や、文化遺産に対する人々の考え方も大きく変わり、世界遺産の制度をどのように発展させていくかが課題となっています。

そうした中、平成24年を通じて世界遺産条約採択40周年を記念するイベントや世界遺産に関わる様々な課題を議論する専門家会議などが世界各国で行われ、その締めくくりとなる「世界遺産条約採択40周年記念最終会合」が、日本政府（外務省・文化庁・環境省・林野庁）により、11月6日から8日に京都で開催されました。

この会議には、世界遺産条約に加盟している190か国のうち61か国から661名が出席し、三日にわたって記念講演やパネルディスカッションが行われました。世界遺産条約の立ち上げに携わった専門家や、各国政府・地方公共団体・民間企業・NGOの代表者など、多くの人々が一堂に会し、世界遺産の現状と課題について認識を共有する貴重な機会となりました。また、この機会を捉え、富山、姫路、和歌山等にもこうした海外の専門家を招き、世界遺産の現地視察と併せて、文化遺産の保全や捉え方について議論が行われました。

40周年記念最終会合の最終日には、世界遺産条約の40年を振り返り、今後の課題をまとめた「京都ビジョン」を発表しました。この中で、世界遺産を保護するためには、地域社会が自ら世界遺産の保全・管理に積極的に関わることで、世界遺産に携わる人々の養成をしっかりと行うことが重要であると改めて確認されました。このような考え方は、世界遺産に限らず、地域の様々な文化財にも通底するものであり、広く浸透していくことが期待されています

(参照：京都ビジョンの全文について[http://www.bunka.go.jp/publish/bunkachou\\_geppou/2013\\_02/special\\_02/special\\_02.html](http://www.bunka.go.jp/publish/bunkachou_geppou/2013_02/special_02/special_02.html))。



世界遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」各国専門家による現地視察（富山県）

## 第5節 美術館・歴史博物館・劇場等の振興

### 1 美術館・歴史博物館への支援

国では、美術館・歴史博物館が地域住民の文化芸術活動・学習活動の場として積極的に活用され、文化芸術の国内外への発信拠点としての機能が充実するよう、事業に対する支援や人材養成などを行っています。

#### (1) 美術館・歴史博物館の活性化に向けた取組

国は、美術館・歴史博物館の果たす役割の重要性を考慮し、館が自らの事業の方向性を社会の変化に対応させるための活動基盤の整備に焦点を当て、「ミュージアム活性化支援事業」を実施し、美術館・歴史博物館が中心となった地域文化資源活用、地域連携強化、新規利用者層創出、国際交流拠点形成について支援しています。

#### (2) 美術館・歴史博物館を支える人材の養成等

公私立の美術館・歴史博物館の学芸員などの専門的な知識や技術を向上させ、美術館・歴史博物館活動の充実を図ることが求められています。このため、国では、国立美術館・国立博物館などの協力を得て、企画展示セミナーなど、様々な研修会や講習会などを実施しています。また、美術館などの管理・運営や教育普及などを担う専門職員の研修を充実するため、ミュージアム・マネジメント研修やミュージアム・エデュケーター研修を実施しています。

### 2 美術品補償制度の導入等

美術品補償制度とは、展覧会を開催するために海外の美術館などから借り受けた作品に万一損害が発生した場合に、その損害を政府が補償するものです。

美術品補償制度を創設する「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」は平成23年3月に

成立し、同年6月に施行されました。25年3月末現在、10件の展覧会が美術品補償制度の対象になりました。今後、この制度により、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で安定的・継続的に優れた展覧会が開催されるようになることが期待されます。

また、海外の美術品などに対する強制執行などの禁止の措置を定めるとともに、国の美術館などの施設の整備・充実などについて定める「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」が平成23年3月に成立し、同年9月に施行されました。この法律によって、従来は強制執行などの禁止措置が担保されていないために借り受けることが困難であった海外の美術品などを公開する展覧会の開催が可能となり、前述の美術品補償制度と合わせて、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大が図られることが期待されます。

### 3 登録美術品制度

優れた美術品の美術館や博物館における公開を促進することにより、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的とする「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づいて、「登録美術品制度」が設けられています。

この制度は、優れた美術品について、個人や企業などの所有者からの申請に基づき、専門家の意見を参考にして文化庁長官が登録を行うものです。登録された美術品は、所有者と美術館の設置者との間で結ばれる登録美術品公開契約に基づき、当該美術館において5年以上の期間にわたって計画的に公開・保管されます。また、登録美術品については、相続税の物納の特例措置が設けられています。

平成25年4月末現在までに、41件（375点）の美術品が登録美術品として登録されています。

### 4 国立美術館

国立美術館は、独立行政法人として、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館それぞれの特色を生かしつつ、5館が連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員の資質向上のための研修、公私立美術館への助言、地方への巡回展などを行っています\*1（図表2-8-24）。

平成24年度においては、「美術にぶるっ！ ベストセレクション 日本近代美術の100年」（東京国立近代美術館）、「KATAGAMI Style—もうひとつのジャポニスム」（京都国立近代美術館）、「ベルリン国立美術館展 学べるヨーロッパ美術の400年」（国立西洋美術館）、「リアル・ジャパネスク：世界の中の日本現代美術」（国立国際美術館）、「アーティスト・ファイル2013—現代の作家たち」（国立新美術館）など38回の企画展を開催するとともに、東京国立近代美術館フィルムセンターでは、「日活映画の100年 日本映画の100年」の上映・展示などを行いました。

また、美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修や、国立国会図書館や国立情報学研究所などとの連携による美術情報の多元的発信などを行いました。

\*1 参照：<http://www.artmuseums.go.jp/>

図表 2-8-24 国立美術館

	<p><b>東京国立近代美術館</b></p> <p>近・現代美術に関する作品その他の資料を収集・保管・展示し、併せてこれに関連する調査研究や事業を行っています。本館の他、工芸館、フィルムセンターを設置しています。フィルムセンターは、我が国における映画文化の中核となる総合的なフィルム・アーカイブ（注）を目指しています。</p> <p>（注）フィルム・アーカイブ……映画フィルムと関連資料を文化財として収集・保存する機関。</p>
	<p><b>京都国立近代美術館</b></p> <p>近・現代美術、特に関西を中心とした西日本の作品に重点を置きつつも、写真・デザイン・ファッションや建築等その他の資料も視野に入れながら、収集・保管・展示事業を展開し、関連する調査研究や事業を行っています。</p>
	<p><b>国立西洋美術館</b></p> <p>昭和30年10月8日に日本国政府とフランス政府との間に成立した合意に基づきフランス政府から日本国政府に寄贈返還された松方コレクション（主にフランスの絵画・彫刻）を基礎とした展覧事業を中心に西洋美術に関する作品や資料の収集、調査研究、修復保存、教育普及、出版物の刊行などを行っています。</p>
	<p><b>国立国際美術館</b></p> <p>日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術作品、その他の資料のうち、現代美術（主に1945年以降）を重点的に収集し、我が国と世界の現代美術の動向を分かりやすく展示するとともに、これらに関連する調査研究や事業を行っています。</p>
	<p><b>国立新美術館</b></p> <p>我が国の美術創造活動の活性化のため、全国的な活動を行っている美術団体などに展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向を紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開やアーティストの育成などを支援しています。また、美術に関する情報の収集・提供や教育普及活動を展開するとともに、併せてこれに関連する調査研究を行っています。</p>

## 5 国立文化財機構

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館の4博物館を設置し、有形文化財を収集・保管して国民の皆様の観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設において調査・研究などを行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的としています<sup>\*2</sup>（図表 2-8-25）。

現在、国立博物館では国宝・重要文化財を含む約12万件の文化財を所蔵しています。また、これらの文化財を活用し、平常展、企画展などを通じて日本の歴史・伝統文化や東洋文化の魅力を国内外

\*2 参照：<http://www.nich.go.jp>

に発信する拠点としての役割も担っています。

平成24年度においては、「ボストン美術館—日本美術の至宝—（東京国立博物館）」「王朝文化の華—陽明文庫名宝展—（京都国立博物館）」「頼朝と重源—東大寺再興を支えた鎌倉と奈良の絆—（奈良国立博物館）」「美のワンダーランド—十五人の京絵師—（九州国立博物館）」などの特別展を開催しました。

東京文化財研究所では、日本・東洋の美術・芸能等の文化財に関する調査研究や文化財の保存に関する科学的な調査、修復材料・技術の開発に関する研究を行うとともに、海外の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品の修復協力、アフガニスタンやイラク等アジア諸国を中心に文化財保存修復に関する協力など国際交流を進めています。奈良文化財研究所では、遺跡、建造物、歴史資料などの調査研究や平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査などを進めるとともに、全国各地の発掘調査などに対する指導・助言や発掘調査を行う専門職員などに対する研修を行っています。

また、平成23年10月に大阪府堺市に設置されたアジア太平洋無形文化遺産研究センターが、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護を強化する拠点の一つとしての活動を行っています。

なお、災害により被災した文化財の保護のため、文化庁の要請を受け、国立文化財機構は東京文化財研究所に事務局を設置し、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）を実施するなど、地方公共団体などに対する支援・協力を行っています。



#### 東京国立博物館

我が国の人文系の総合的な博物館として、日本を中心に広くアジア諸地域にわたる有形文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行うとともに資料館において、創設以来収集・保管してきた写真、図書等の学術資料を、研究者を中心に広く公開しています。



#### 京都国立博物館

京都に都が置かれた平安時代から江戸時代の京都文化を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行うとともに、文化財保存修理所において、文化財の保存修理、模写・模造や修復文化財に関する資料収集、調査研究を実施しています。



#### 奈良国立博物館

仏教美術及び奈良を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行うとともに文化財保存修理所において、伝統的技術と人文科学・科学技術を融合した保存修復を実施しています。



#### 九州国立博物館

「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」博物館として、日本とアジア諸地域との文化交流を中心とした文化財の収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行うとともに文化財保存修復施設において、伝統的技術と人文科学・科学技術を融合した保存修復を実施しています。



#### 東京文化財研究所（写真：ミャンマーの木造僧院での実測調査）

基礎的なものから先端的・実践的なものまで多様な手法により我が国の文化財の研究を行うとともに、その成果の積極的な公表・活用を図り、保存科学・修復技術に関する我が国の拠点としての役割を果たしています。また、世界の文化財保護に関する国際的な研究交流等を実施し、文化財保護における国際協力の拠点としての役割を担っています。



#### 奈良文化財研究所

遺跡・建造物・庭園等の土地と結びついた文化財や、南都諸大寺及び近畿周辺を中心とした古社寺等における文化財の保存・活用を図るための発掘、調査研究を行うとともに、全国各地の発掘調査、建造物修理等に対する協力・助言等を行っています。また、アジア諸地域の遺跡・建造物等の文化財に関する国際的な研究支援や保護事業への協力等を実施しています。



#### アジア太平洋無形文化遺産研究センター（写真：第一回無形文化遺産研究者フォーラムの写真）

アジア太平洋地域における無形文化遺産保護を強化する拠点として、ユネスコ無形文化遺産保護条約を中心とした国際的動向の情報収集、条約の課題と役割についての研究、および保護の方策の研究、アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関する基礎的な調査・研究の促進を行っています。

## 6 日本芸術文化振興会

### (1) 伝統芸能の保存・振興

我が国の伝統芸能の保存・振興を目的として、国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわの5館において、歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽、組踊などの伝統芸能の公開や伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料収集・展示、劇場施設の貸出しなどの事業を実施しています\*<sup>3</sup>。

平成24年度は、公演事業として、5館で計182公演（1,039回）を実施しました。歌舞伎では、東日本大震災のために公演が中止となった「絵本合法衛」を上演し（国立劇場）、宮城県名取市及び多賀城市において東日本大震災復興支援チャリティー歌舞伎公演を実施しました。民俗芸能公演では、「東日本大震災復興支援 東北の芸能」として「Ⅰ 岩手」及び「Ⅱ 宮城」を上演しました（国立劇場）。また、廃絶演目の復活や、物語の展開を理解しやすいように筋を通した通し狂言の上演に努め、併せて新しい作品の上演についても取り組み、復曲能「阿古屋松」（国立能楽堂）、文楽「通し狂言 仮名手本忠臣蔵」（国立文楽劇場）、新作組踊「聞得大君誕生」（国立劇場おきなわ）などを上演しました。伝承者養成事業では、現在（平成25年5月）、歌舞伎俳優7名、歌舞伎音楽竹本4名、歌舞伎音楽長唄1名、大衆芸能太神楽2名、文楽5名、能楽1名、組踊9名の研修生がそれぞれ研修中です。また、各館において展示や各種講座などを実施し、伝統芸能に関する理解促進と普及に努めています。

### (2) 現代舞台芸術の振興・普及

我が国の現代舞台芸術振興の拠点として、新国立劇場において、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇などの公演の実施や、現代舞台芸術の実演家などの研修、現代舞台芸術に関する調査研究・資料収集・展示、劇場施設の貸出しなどを実施しています\*<sup>4</sup>（図表 2-8-26）。

平成24年度は、公演事業としてオペラ「ピーター・グライムズ」、バレエ「シルヴィア」、現代舞踊「森山開次『曼荼羅の宇宙』」、演劇「リチャード三世」などの意欲的な作品を含め、計30公演（276回）を実施しました。実演家研修事業では、現在（平成25年5月）、オペラ15名、バレエ12名、演劇35名がそれぞれ研修中です。また、新国立劇場や新国立劇場舞台美術センター資料館において展示や各種講座などを実施し、現代舞台芸術の理解促進と普及に努めています。

\*<sup>3</sup> 参照：<http://www.ntj.jac.go.jp>

\*<sup>4</sup> 参照：<http://www.nntt.jac.go.jp>



#### 国立劇場

我が国の伝統芸能の保存と振興を図ることを目的として、歌舞伎・文楽・舞踊・邦楽・雅楽・声明・民俗芸能等の公演を行っています。また、歌舞伎俳優・歌舞伎音楽・大衆芸能の伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料収集などの事業を実施しています。敷地内に伝統芸能の普及に資するための伝統芸能情報館を併設し、広く国民の利用に供しています。



#### 国立演芸場

大衆芸能の保存と振興を図ることを目的として、落語・講談・浪曲・漫才・奇術・曲芸などの公演を行っています。施設内の展示室では演芸に関する資料展示を実施しています。



#### 国立能楽堂

能楽の保存と振興を図ることを目的として、能と狂言の公演を行っています。また、能楽の伝承者（ワキ方・囃子方・狂言方）の養成、能楽に関する調査研究・資料収集などの事業を実施しています。



#### 国立文楽劇場

人形浄瑠璃文楽を中心に上方芸能の保存と振興を図ることを目的として、文楽・舞踊・邦楽・大衆芸能・特別企画などの公演を行っています。また、文楽技芸員（太夫・三味線・人形遣い）の養成、文楽等に関する調査研究・資料収集などの事業を実施しています。



#### 国立劇場おきなわ

組踊・琉球舞踊・琉球音楽などの公演事業を通じ、広く沖縄の伝統芸能を鑑賞する機会を提供するとともに、沖縄の芸能に影響を与えた本土の芸能、アジア・太平洋地域の芸能を紹介しています。また、組踊の伝承者（立方・地方）の養成、沖縄伝統芸能に関する調査研究・資料収集などの事業を実施しています。



#### 新国立劇場

オペラ劇場・中劇場・小劇場の三つの劇場を備え、オペラ・バレエ・現代舞踊・演劇等の現代舞台芸術の公演を行っています。また、次代を担うオペラ歌手・バレエダンサー・俳優などを育成するための研修を行い、現代舞台芸術に関する調査研究・資料収集などの事業を実施しています。

## 国立近現代建築資料館の設置について

我が国の近現代建築は、世界の文化芸術の重要な一翼を担う存在となっていますが、これまでその学術的、歴史的、芸術的価値を次世代に継承する体制が十分ではありませんでした。そのため文化庁では、我が国の近現代建築に関する資料（図面や模型など）について、劣化、散逸、海外流出などを防ぐ目的で、平成25年1月に「国立近現代建築資料館」を設置しました。全国的な所在状況の調査、関連資料を持つ機関（大学等）との連携、緊急に保護が必要な資料の収集・保管を行うとともに、展示や普及活動を通じ、近現代建築とその関係資料に対する国民の理解増進を図っていきます。

国立近現代建築資料館が収集する我が国の近現代建築に関する資料は、国内外で高い評価を得ている、又は、著しく時代を画した建築・建築家に係る図面、模型、写真などのうち、芸術的・技術的に高い価値により構成され、海外への流出や散逸などのおそれが高く、国において緊急に保全する必要のあるものとします。

国立近現代建築資料館 National Archives of Modern Architecture

〒113-8553 東京都文京区湯島 4-6-15 湯島地方合同庁舎

電話：03-3812-3401

URL：[http://www.bunka.go.jp/bijutsukan\\_hakubutsukan/shiryokan/index.html](http://www.bunka.go.jp/bijutsukan_hakubutsukan/shiryokan/index.html)

利用時間 9：30～16：30（無料 事前申込制）



資料室



資料館外観

## 第6節 国際文化交流を通じた日本文化の発信と国際協力への取組

国際化の進展に伴い、伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術水準の向上を図り、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献することが求められています。

文化庁では、文化芸術振興基本法や基本方針を受け、世界に誇ることができる芸術の創造とその国内外への発信、文化芸術の国際交流の推進、海外の文化遺産保護への協力を行うなど、文化芸術立国

の実現に向けた施策の充実に取り組んでいます。

## 1 国際文化交流の総合的な推進

### (1) 文化芸術の創造・海外発信拠点の形成

#### ①文化芸術の海外発信拠点形成事業

異文化交流の担い手となる外国人芸術家の受入れや国際的な文化芸術創造など、各地域において取り組まれている特色ある国際文化交流事業（アーティスト・イン・レジデンスなど）を支援することにより、日本各地に文化創造と国際的発信の拠点づくりを推進する事業です。平成24年度には、25団体に対して支援を行いました。

#### ②国際芸術フェスティバル支援事業

我が国で開催される中核的な国際芸術フェスティバルに対し戦略的かつ重点的に支援を行い、これらを文化芸術の世界的拠点として育成することにより、我が国の文化芸術の水準向上を図るとともに、優れた文化芸術の海外への情報発信を強化し、もって世界の文化芸術の水準向上に貢献することを目的としています。平成24年度は、「第25回東京国際映画祭」への支援を行いました。

#### ③「東アジア文化都市」開催に向けた準備事業

日中韓3か国内で、文化芸術の中核的な役割を担う都市を選定し、その都市において、東アジア各国の文化人・芸術家等の参加を得て、舞台芸術公演、展覧会等の文化芸術イベントを集中的に実施する「東アジア文化都市」の平成26年からの実施に向けて、同種事業の調査研究を行いました。

### (2) 文化人・芸術家等の国際交流ネットワークの形成

#### ①文化庁文化交流使事業

芸術家、文化人など文化芸術に携わる人々を、一定期間「文化交流使」として指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や日本と外国の文化人のネットワーク形成・強化につながる活動の展開を図ることを目的とした事業です。文化交流使には、日本在住の芸術家、文化人が海外に一定期間滞在し、講演、講義、ワークショップや実演などを行う「海外派遣型」、国際芸術交流支援事業により海外で公演などを行う芸術団体が現地の学校などで実演会、演奏会などのアウトリーチ活動を行う「短期指名型」の2類型があります。

平成24年度は、「海外派遣型」文化交流使として、8名1グループ（2名）を新たに指名し、<sup>そう</sup>箏曲、和太鼓、狂言、書道、アニメーション等といった様々な分野で活躍中の文化人・芸術家による国際文化交流と日本文化の発信活動を展開しました。また、「短期指名型」文化交流使に指名された3団体は、学校などにおけるアウトリーチ活動を通じ、それぞれの専門分野の日本文化を紹介しました。

#### ②ハイレベル文化人専門家の招へい

文化庁では、外国のハイレベルの文化人、芸術家や文化財専門家などを招へいし、我が国関係者との意見交換などを実施しています。平成24年度は、オーストラリア、アルゼンチン、アルメニア、オランダ、英国、ロシア、ベトナムの7名の専門家を招へいしました。

### (3) 文化関連の国際的なフォーラムの開催・参加

#### ①東アジア共生会議

東アジア各国が共生する未来に向けた理念を明らかにするため、東アジア諸国の文化人、芸術家、文化に関する様々な分野の学識経験者が一堂に会し、議論する国際的な文化フォーラムです。

平成24年度は、12月に、「文化芸術による復興」と「アーカイブ～東日本大震災の経験の共有記憶化に向けて～」をテーマにしたフォーラムと、東アジアの音楽家の共演によるパフォーマンス

「Music Dialogue」を開催しました。

②文化に関連する国際的なフォーラムへの参加

日中韓の文化担当大臣が集う「日中韓文化大臣フォーラム」、東南アジア諸国連合（ASEAN）各国と日中韓の文化担当大臣が集う「ASEAN+3 文化大臣会合」、アジア欧州会合（ASEM：アジアと欧州の合計46か国と2機関により構成）の文化担当大臣が集う「ASEM文化大臣会合」など、文化担当大臣の国際的なフォーラムに参加するとともに、ユネスコの各種会議に参加し、議論に貢献しています。

(4)「国際交流年」における取組

文化、教育、スポーツなど幅広い分野で官民を通じた交流事業を開催・実施することによって、諸外国との友好と相互理解を深めることを目的とした「国際交流年」が設定されています。平成24年は「日中国交正常化40周年」、「日米桜寄贈100周年」、「日アルジェリア外交関係樹立50周年」等に当たり、文化庁として様々な事業を主催・支援しました。

2 芸術文化の国際交流の推進

芸術文化の国際交流の推進は、我が国の芸術文化水準の向上を図るとともに我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献するものです。このため、文化庁では、芸術文化の国際交流を推進するため、様々な施策に取り組んでいます（図表 2-8-27）。

図表 2-8-27 文化庁の主な国際芸術文化交流事業の概要

<p>■芸術による国際交流活動への支援</p> <p>我が国の芸術団体が行う外国との芸術交流と海外の優れた芸術団体との共同制作公演や世界で開催される有名な国際芸術祭等への参加を支援することにより、世界水準の芸術家・芸術団体の養成を図る。</p>
<p>■海外映画祭への出品等支援</p> <p>日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作や映画製作者の海外渡航、宣伝用素材製作の支援、展示場出展を実施する。</p>
<p>■アジアにおける日本映画特集上映事業</p> <p>日本の文化や社会を映し出した日本映画を特集上映することにより、日本文化への理解や親しみの深化と、日本映画のアジア諸国における上映機会の増加を図る。</p>
<p>■メディア芸術海外展</p> <p>我が国メディア芸術の海外への発信力強化のため、文化庁メディア芸術祭海外展を開催するとともに、海外のメディア芸術関連フェスティバルへの出品を実施する。</p>
<p>■世界メディア芸術コンベンション</p> <p>世界のメディア芸術関連機関、フェスティバル等の関係者を招へいし、各国各機関の取組等について、情報交換及び意見交換することによって、国を越えた交流を図り、当該分野の連携・発展に資する。</p>
<p>■海外メディア芸術クリエイター招へい事業</p> <p>メディア芸術の振興に向けた取組の充実を図るため、海外の優れたクリエイターを招へいしメディア芸術における国際交流を推進するとともに、交流機会を通じた国内クリエイターの育成を促す。</p>
<p>■新進芸術家の海外研修</p> <p>美術、音楽、舞踊等の各分野の新進芸術家に、海外の大学や芸術団体等における実践的な研修機会を提供する。</p>

3 文化財国際交流・協力の推進

文化遺産は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。我が国は、長年にわたり、国内外の文化財に関する優れた調査研究を行うとともに、保存修復のための高度な技術を開発し、経験を蓄積してきました。文化財保護の国際的な取組が進展する中で、我が国に対する期待はこれまで以上に高まっています。このため、文化庁では、次のような取組を行っています。

## (1) 文化遺産保護国際協力のための体制構築

### ① 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

平成18年6月に、海外の文化遺産の保護に係る我が国の国際協力について、国や教育研究機関の果たすべき責務、基本方針の策定、関係機関の連携の強化などの講ずべき施策について定めた「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が成立しました。19年12月には、同法に基づき、国や研究機関、文化遺産国際協力コンソーシアムなどの役割のほか、重点地域をアジアとすることや経済協力との連携強化などについて盛り込んだ基本方針が策定されました。

この基本方針に基づき、国内の協力体制の構築や関係機関の連携強化による効果的な文化遺産国際協力を実施しています。

### ② 文化遺産国際協力コンソーシアム

文化庁、外務省、大学・研究機関、民間助成団体などが一体となって連携協力し、文化遺産国際協力を効果的かつ効率的に推進するため、平成18年6月に文化遺産国際協力コンソーシアムが発足しました。文化遺産国際協力コンソーシアムでは、国内各研究機関などのネットワーク構築、情報の収集や提供、文化遺産国際協力に関する調査研究、文化遺産国際協力についての普及啓発を実施しています。

## (2) 国際社会からの要請などに基づく国際支援

### ① 文化遺産保護国際貢献事業（緊急的文化財国際事業への支援）

文化庁は、平成16年度から、「文化遺産保護国際貢献事業」として、紛争や自然災害により被災した文化遺産について関係国や機関からの要請などに応じ、我が国の専門家の派遣、又は相手国の専門家の招へいを行うなどの緊急対応の専門家交流事業を実施しています。

#### ○平成24年度

ミャンマーの文化遺産保護に関する技術的調査（専門家交流）

### ② 文化遺産保護国際貢献事業（文化遺産国際協力拠点交流事業）

文化庁は、平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関などとの交流や協力を行う拠点交流事業を実施しており、現地で文化遺産の保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。

#### ○平成22年度～

カンボジア（アンコール期及びポストアンコール期の文化遺産）における拠点交流事業

インドネシア・アチェにおける歴史的記録文書等の保存修復のための拠点交流事業

#### ○平成23年度～

キルギス共和国及び中央アジア諸国における文化遺産保護に関する拠点交流事業

コーカサス諸国等における文化遺産保護に関する拠点交流事業

#### ○平成24年度

ブータン王国の伝統的建造物保存に関する拠点交流事業

インドネシアの歴史的地区の地域振興のための拠点交流事業

これらの事業は、文化遺産国際協力コンソーシアム、外務省や国際交流基金その他の関係機関との協力の下で実施しています。

## (3) 二国間取極などによる国際交流・協力

### ① 日本古美術海外展

文化庁は、我が国の優れた文化財を諸外国に紹介することにより、我が国の歴史と文化に対する理解の増進と国際親善の推進に寄与することを目的として、昭和26年以降、国宝・重要文化財を

含む日本古美術品の展覧会を海外の美術館などとの共催により開催しています。

平成24年度は、24年4月から6月まで、ピッティ宮殿博物館（イタリア）において、東京国立近代美術館、フィレンツェ国立美術館特別監督局との共催により、「日本近現代工芸の精華」展を開催しました。同展覧会では、明治時代以降に我が国の長い伝統を受け継ぎ独自発展させた陶磁・染織・漆工・木竹工・ガラスの各分野で活躍した作家による作品117件（うち国宝2件、重要文化財2件）を展覧し、日本工芸の技と美の精華を紹介しました。

### ②アジア諸国への文化財の保存修復協力

文化庁では、アジア諸国へ文化庁の調査官などの専門家を派遣して、歴史的建造物の共同調査や保存修復についての技術協力をを行い、あわせて、アジア諸国の文化財の専門家、行政官を招へいして、技術協力に関する協議や研修を行うなど、文化財建造物の保存修復分野における研究交流、人材育成を推進しています。

### ③イタリアとの交流・協力

我が国は、文化財の保存修復や国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアと、積極的な交流を行っています。

平成19年3月には、伊吹文部科学大臣（当時）とルテッリ伊文化財・文化活動大臣（当時）が、日伊文化遺産国際協力の文書に署名しました。さらに、20年3月、壁画の保存修復と活用の調和に関する協力と、文化的景観と歴史的街区の保護に関する協力などを実施することを日伊間で合意し、20年度からこれらの共同プロジェクトが進行しています。今後も、両国の保存修復などの現場を活用して、共同研究、相互の専門家の派遣や情報交換などを実施していく予定です。

### ④イクロムとの連携協力

我が国は、国際機関である文化財保存修復研究国際センター（ICCROM：イクロム）に加盟し、分担金の拠出（米国に次ぐ第2位の拠出国）や国際的な研究事業などに協力するほか、平成12年度からは同センターに文化庁の調査官を派遣し、連携の強化を図っています。

## （4）文化財の不法な輸出入等の規制

我が国は、平成14年に、不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入などの危険から保護することを目的とする「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結し、あわせて「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」を制定しました。

この法律には、外国の博物館などから盗取された文化財を「特定外国文化財」として輸入を禁止すること、「特定外国文化財」の盗難の被害者については、民法で認められている代価弁償を条件として、回復請求期間を特例として10年間に延長することなどが定められています。

## （5）武力紛争の際の文化財の保護

我が国は、平成19年に、武力紛争時における文化財の保護を目的とする「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」などを締結し、あわせて「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」を制定しました。この法律には、武力紛争時に他国に占領された地域（被占領地域）から流出した文化財を「被占領地域流出文化財」として指定し、輸入を規制すること、武力紛争時において戦闘行為として文化財を損壊する行為又は文化財を軍事目的に利用する行為などを罰則の対象とすることなどが定められています。

## 第7節

# 国語施策と外国人に対する日本語教育施策の推進

## 1 社会の変化に対応した国語施策

国語は、国民の生活に密接に関係し、我が国の文化の基盤を成すものです。文化庁では、時代の変化や社会の進展に伴って生じる様々な国語の問題に対応して、より適切な国語の在り方を検討しながら、その改善のために必要な施策を実施してきました。

国語に関する問題については、かつての国語審議会が中心となって検討を行い、様々な改善を図ってきました。具体的には、国語の表記に関して、一般の社会生活における目安やよりどころとして、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などが答申され、内閣告示・訓令によって実施されてきました。その後、国語審議会は、平成13年1月に文化審議会国語分科会として改組され、現在に至っています。

これら審議会の答申に基づく告示をはじめとする国語施策の普及と国語の改善のため、文化庁では、様々な取組を行ってきました。例えば、最近の国語施策についての情報を提供するとともに、参加者から国語施策に対しての意見を聴くための「国語問題研究協議会」を昭和25年度から毎年開催しています。また、平成7年度から毎年「国語に関する世論調査」を実施し、日本人の国語意識について調査しています。さらに、インターネットを活用した取組では、文化庁ウェブサイトでは、14年5月から国語施策に関連する資料を提供してきた「国語施策情報」について、利用者の要望の多かった「常用漢字表」音訓検索を導入するなど、24年2月に大幅な更新を行いました。加えて、19年2月に文化審議会が答申した「敬語の指針」を広く普及するためのウェブ版短編映画「敬語おもしろ相談室」を公開しています。

### (1) 文化審議会国語分科会での検討状況

平成22年6月7日、文化審議会国語分科会における5年にわたる審議の結果、取りまとめられた「改定常用漢字表」が文化審議会です承され、文部科学大臣に答申されました。その後、「改定常用漢字表」は、関係各府省との協議を経て、同年11月30日に内閣告示「常用漢字表」として公布されています。

その後、文化審議会国語分科会では、国語施策として今後どのような課題に取り組むべきであるのかを検討してきました。平成23年度においては、文化審議会国語分科会に設置された問題点整理小委員会で、現在、社会の各分野で問題とされている国語についての課題を広く洗い出し、今後、どのような対応が考えられるのかを整理しました。この検討を通じて出された意見は、「国語分科会で今後取り組むべき課題について（問題点整理小委員会における「意見のまとめ」）」として取りまとめられました。

引き続き、平成24年度においては、文化審議会国語分科会に国語課題検討小委員会が設置され、前年度の取りまとめの「意見のまとめ」の中で「具体的な検討が必要と考えられる課題」として挙げられた課題について更に議論を深めつつ、国語施策として今後取り組む必要があるか否かという観点から、(1)「公用文作成の要領」の見直しについて、(2)常用漢字表の手当てについて、(3)言葉遣いについて、(4)コミュニケーションの在り方について、(5)その他に分けて、検討を重ねました。これら、今後具体的に取り組むべき課題と基本的な方向性についての審議の結果は、「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」として取りまとめられています。

## (2) 国語に関する世論調査

文化庁では、平成7年度から「国語に関する世論調査」(「世論調査」)を毎年実施しています。これは現在の社会変化に伴う日本人の国語意識について調査を行い、国語施策の立案に資するとともに、国民の国語に関する興味・関心を喚起することを目的としたもので、毎年秋頃に調査結果を公表しています。

「世論調査」の大きな目的の一つは、国語施策を推進する文化審議会国語分科会での検討に役立てることです。国語に関する近年の文化審議会答申である「これからの時代に求められる国語力について」(平成16年)、「敬語の指針」(19年)、「改定常用漢字表」(22年)の審議においても、それぞれ「世論調査」の結果が参考にされました。なお、24年9月に公表された23年度「世論調査」の結果は、文化審議会国語分科会に設置されていた国語課題検討小委員会での審議で活用されました。

「世論調査」のもう一つの目的は、国民の国語に関する興味・関心を喚起することです。「世論調査」の結果を各メディアの報道や文化庁ウェブサイトなどによって国民に知らせ、ふだんは何気なく使っている言葉やその意味について調べ直したり、家族や親しい人たちと話題にしたりするような機会を通じて、国語への興味や関心を呼び起こし、言葉遣いについて思いをめぐらす機会としてほしいと考えています。

## (3) 消滅の危機にある言語・方言に関する調査

平成21年2月、ユネスコが、アイヌ語など国内の八つの言語が消滅の危機にあると発表したことを受けて、それらの実態調査を行っています。また、23年3月11日に起きた東日本大震災の被災地の方言に関する調査も行っています。

具体的には、平成22年度に「危機的な状況にある言語・方言の実態に関する調査研究事業」を人間文化研究機構国立国語研究所に委託して、与那国島(図表2-8-28の⑧)、多良間島(同⑥)、喜界島(同③)と下甕島(鹿児島県甕島の言葉)の実態についての現地調査と、アイヌ語についての先行研究に基づく現状分析を行いました。

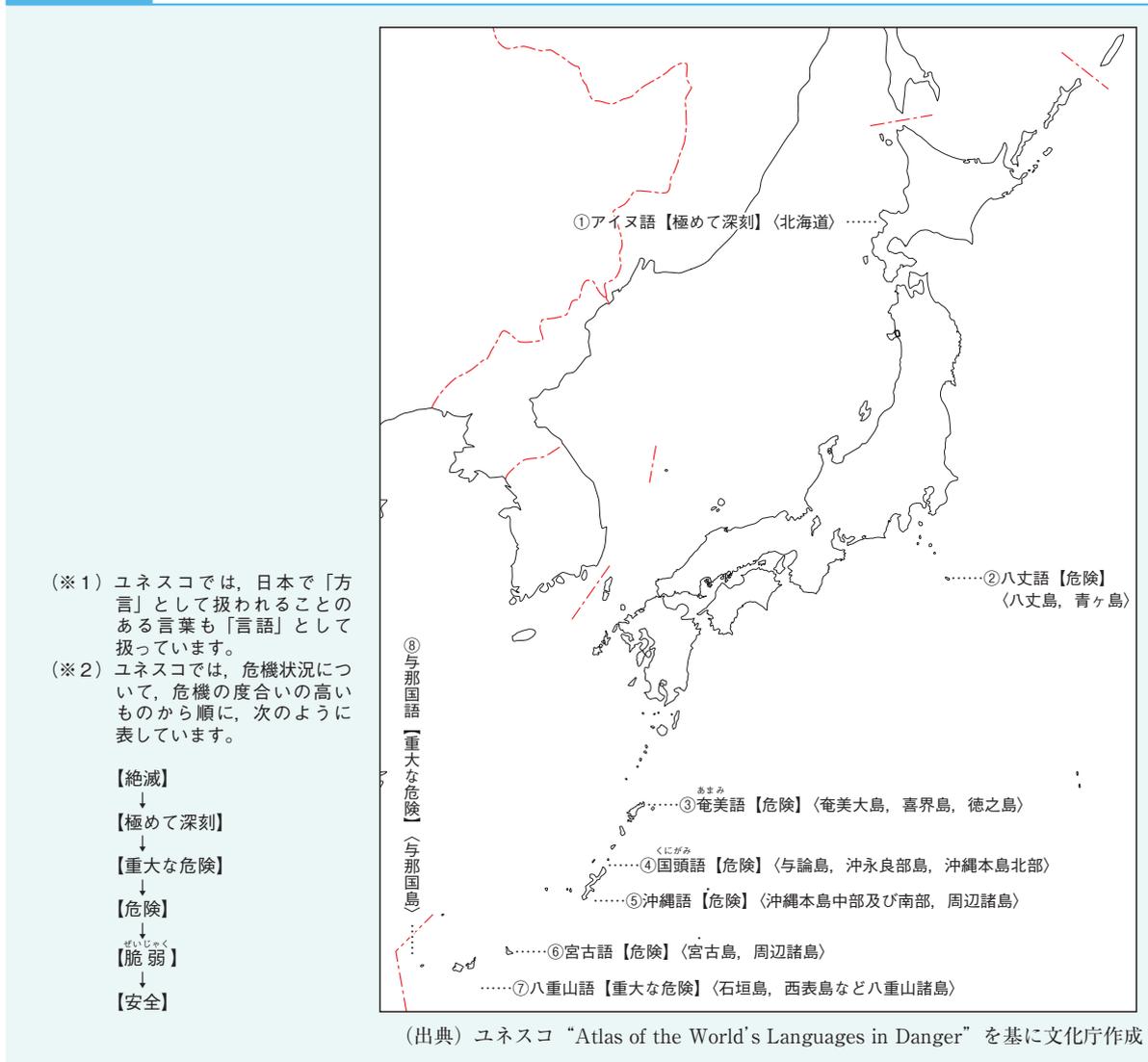
平成23年度は、同年3月11日に起きた東日本大震災の影響を考慮し、「東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する予備調査研究事業」を東北大学に委託して、被災地方言の被災前の状況分析や、震災が方言の継承に与える影響の予測などを行いました。

平成24年度は、22年度に調査研究の対象となった、危機的な状況にある言語・方言を主たる対象として、「危機的な状況にある言語・方言の保存・継承に係る取組等の実態に関する調査研究事業」を北海道大学、琉球大学に委託して、取組の状況や、取組における課題等について調査分析を行いました。

また、被災地方言については、「東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する調査研究事業」を、弘前学院大学、岩手大学、東北大学、福島大学、茨城大学に委託して、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県それぞれの方言の状況や方言話者の意識等について調査研究を行いました。

平成22年度以来の調査研究の結果は、全て文化庁ウェブサイトで公開しています。<sup>\*5</sup>

\*5 参照：[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/kokugo\\_sisaku/kikigengo/index.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kokugo_sisaku/kikigengo/index.html)

図表 2-8-28 日本における消滅の危機にある言語<sup>(※1)</sup>とその危機状況<sup>(※2)</sup>

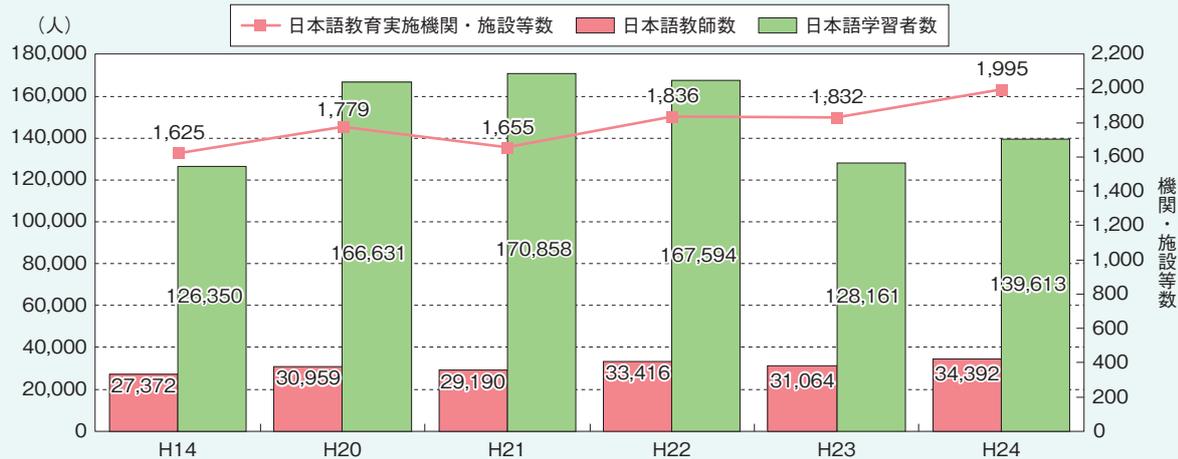
## 2 外国人に対する日本語教育施策の推進

### (1) 外国人に対する日本語教育施策

在留外国人数や国内の日本語学習者数は、東日本大震災の影響もあり、平成21年度をピークにここ数年減少しましたが、在留外国人数は約204万人（24年末時点、法務省調べ）、国内の日本語学習者数は約14万人（24年11月時点、文化庁調べ）となっており、日本で暮らす多くの外国人が様々な目的で日本語を学んでいます（図表 2-8-29）。

このような状況の下、文化庁では、コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため様々な取組を行っています（図表 2-8-30）。

図表 2-8-29 国内の日本語教育実施機関・施設等数，日本語教師数，日本語学習者数の推移



図表 2-8-30 日本語教育に関する主な事業

事業	概要
1. 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	日本に定住している外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるように日本語教育の充実を図るため、地域の実情に応じた日本語教室の実施、人材の育成及び教材の作成を支援するとともに、各地の日本語教育の体制整備を推進する取組を支援している。
2. 条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育事業	条約難民に対する定住支援事業の一環として、定住支援施設において日本語教育を行うとともに、平成22年10月からは政府のパイロット事業により第三国定住難民として受け入れたミャンマー人に対しても日本語教育を行っている。また、ボランティア団体などに対する支援や定住支援施設を退所した難民に対する日本語教育相談を行っている。
3. 日本語教育に関する調査及び調査研究	日本語教育実施機関・施設等数，日本語教師数，日本語学習者数などに関する実態を把握するための日本語教育実態調査のほか、日本語教育施策の検討の基礎資料とするための各種調査を実施している。
4. 日本語教育研究協議会等の開催	日本語教育に対する理解の増進を図るとともに、日本語教育の水準の向上と日本語教育の推進に資するため、日本語教育研究協議会を実施し、日本語教育施策の説明や地域の日本語教育に関する取組について情報提供を行っている。また、各地域における日本語教育の充実を図るため、都道府県・政令指定都市などの日本語教育担当者を対象に研修を行っている。
5. 省庁連携日本語教育基盤整備事業	日本語教育推進会議等を通じて日本語教育に関する意見交換や情報交換を行っている。また、日本語教育に関する各種コンテンツを横断的に利用できるシステム「NEWS <sup>*6</sup> 」を作成し、公開している。

## (2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法の充実

平成19年7月に、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会が設置され、これまで日本語教育の内容及び方法に関し、計画的に検討を行い、「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」等を取りまとめてきました(図表2-8-31)。

図表 2-8-31 「生活者としての外国人」に対する日本語教育プログラムの実践のための5点セット

・「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」	平成22年5月	
・「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」	平成23年1月	
・「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集」	平成24年1月	
・「『生活者としての外国人』に対する日本語教育における日本語能力評価について」	平成24年1月	
・「『生活者としての外国人』に対する日本語教育における指導力評価について」	平成25年2月	

今後、これらが地域の日本語教育を推進していく上での一つのよりどころとして一層活用されるよ

\*6 参照：<http://www.nihongo-ews.jp/>

う、更に工夫を加えていきます。

### (3) 日本語教育の更なる推進に向けた施策の検討

『生活者としての外国人』に関する総合的対応策』（平成18年12月、外国人労働者問題関係省庁連絡会議）、「日系定住外国人施策に関する基本方針」（22年8月、日系定住外国人施策推進会議）、「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」（23年2月、閣議決定）、「日系定住外国人施策に関する行動計画」（23年3月、日系定住外国人施策推進会議）などにおいても、日本語教育は基本的な取組の一つに位置付けられ実施されています。同時に、各方面から日本語教育をめぐる様々な指摘がなされるとともに、日本語教育をめぐる状況の変化への対応が求められてきました。

このため、平成24年5月に、日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置し、日本語教育の関係者等からのヒアリング等を踏まえ、日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて基本的な考え方を整理しました。その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として、日本語教育を推進するに当たっての論点を整理し、25年2月に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」を取りまとめました。

今後、この報告を踏まえ、更に検討を深め、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策などを検討していく予定です。

## 第8節

# 新しい時代に対応した著作権施策の展開

文化庁では、我が国が標榜する「文化芸術立国」及び「知的財産立国」を実現するとの基本理念に立ちつつ、情報化の進展に伴う著作物等の創作手段や利用手段の多様化などの社会状況の変化に対応した著作権施策を展開しています。

## 1 平成24年著作権法改正について

「著作権法」については、これまでも権利の保護と公正な利用の調和を図りつつ、時宜に応じた制度改正を行ってきており、平成24年3月には第10・11期の文化審議会著作権分科会の検討結果を踏まえた著作権法の一部改正法案が国会に提出されました。同法案は、衆議院文部科学委員会において違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定を加える修正を経た上、同年6月に可決・成立しました。

具体的には、①いわゆる「写り込み」等に係る規定、②国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定、③公文書管理法等に基づく利用に係る規定、④技術的保護手段に係る規定及び⑤違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定が整備されました。

このうち、①及び②については平成25年1月1日から、③から⑤については24年10月1日から施行し、さらに、違法ダウンロードの刑事罰化に関して、国民に対する啓発等や関係事業者の措置等を定めた附則の規定については、公布の日（24年6月27日）から施行することとしています。

⑤の違法ダウンロードの刑事罰化については、既に平成21年の著作権法改正により、違法ダウンロード（録音又は録画）は、個人的に利用する目的であっても違法とされていましたが、刑事罰の対象とはされていませんでした。

しかし、違法ダウンロードによる被害はいまだ深刻な状況にあることから、今般の改正により、個人的に利用する目的であっても、それが販売又は有料配信されている音楽や映像であることと、違法配信であることの両方を知りながら行った場合、刑事罰が科されることとなったものです（ただし、

この罪は親告罪とされており、著作権者からの告訴がなければ公訴は提起されないこととされています。

(参照：文化庁ウェブサイト「平成24年通常国会 著作権法改正について<sup>\*7</sup>」, 「平成24年10月1日施行 違法ダウンロードの刑事罰化について<sup>\*8</sup>」)

## 2 著作権分科会における検討

第12期文化審議会著作権分科会においては、急速なデジタル・ネットワーク社会の進展などに対応するため、法制問題小委員会、国際小委員会の二つの小委員会を設置し、著作権に関する様々な課題について、検討が進められました。

法制問題小委員会においては、著作権法制度の在り方に関する事、具体的には、「間接侵害」等に係る課題<sup>\*9</sup>について検討されました。また、国際小委員会においては、国際的ルールづくりへの参画の在り方に関する事などについて検討されました。主な事項の検討結果については以下のとおりです。

### (1) 法制問題小委員会における検討結果

「間接侵害」等に係る課題については、既に平成24年1月に司法救済ワーキングチームにおける議論が「『間接侵害』等に関する考え方の整理」として取りまとめられており、第12期の法制問題小委員会では、この考え方の整理について関係団体からヒアリングを実施した上、改めて本課題について検討を深めました。

また、著作物のパロディとしての利用に係る課題について、パロディワーキングチームを設置して検討し、報告書(平成25年3月)を取りまとめました<sup>\*10</sup>。

### (2) 国際小委員会における検討結果

国際小委員会においては、①インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方、②著作権保護に向けた国際的な対応の在り方、③知財と開発問題、フォークロア問題への対応の在り方、④主要諸外国の著作権法及び制度、に対する課題や論点の整理について検討が実施されました。インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方については、政府間協議の対象国拡大を検討し、アジア地域との関係強化に努め、対象国拡大への環境を整えるべきであるとされました。また、海外における著作権普及啓発に係る課題について検討を行い、侵害発生国・地域の普及啓発に対する協力も進めていくべきであるとされました。

## 3 円滑な流通の促進

インターネットの普及は、著作物のデジタル化とあいまって、著作物の流通形態を劇的に変化させています。このような状況の中、文化庁では、著作物の流通促進の観点から次のような施策を行っています。

### (1) 「著作権等管理事業法」の的確な運用

著作権等の管理については、著作物等の利用者の便宜を図るとともに、権利の実効性を高めるた

<sup>\*7</sup> 参照：[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/24\\_houkaisei.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/24_houkaisei.html)

<sup>\*8</sup> 参照：<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/online.html>

<sup>\*9</sup> 著作権者に無断で音楽・映像などのコンテンツを動画共有サイトにアップロードするなどの著作権侵害行為を行う者に対してサーバーを提供する者のように、著作権侵害行為に間接的に関与する者に対し、著作権者による差止請求が認められるか、という課題。

<sup>\*10</sup> 文化庁ウェブサイト「パロディワーキングチーム 報告書」

([http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/pdf/h25\\_03\\_parody\\_hokokusho.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/pdf/h25_03_parody_hokokusho.pdf))

め、著作物等を集中的に管理する方式が普及しています。これらの事業を行う「著作権等管理事業者」に対して、「著作権等管理事業法」に基づき、年度ごとの事業報告の徴収や定期的な立入検査などを行い、適切に事業が行われるよう指導監督を行っています（登録事業者数35事業者（平成25年4月1日現在））。

## （2）著作物等の流通・利用の円滑化施策

著作物等の流通を促進するための環境整備として、諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究やインターネット上のコンテンツに利用条件を付与するシステム（意思表示システム）の在り方に関するシンポジウムの開催などを行い、その成果を広く関係者に公表しています。

## （3）権利者不明等の場合における裁定制度の運用

著作権者等の所在が不明の場合に著作物等を適法に利用するための「裁定制度」の運用を行っています。平成24年度は書籍や放送番組での実演など1,588件の著作物等の利用について裁定を行いました。

## （4）著作権登録制度の運用・改善

著作権に関する事実関係の公示や、著作権が移転した場合の取引の安全の確保などのため、著作権法に基づく登録事務を行っています。登録された著作権登録情報は、平成25年1月から完全電子化され、検索しやすくなりました。

## 4 著作権教育の充実

著作権に関する高い意識や幅広い知識を身に付けることは、今日ますます重要となっており、中学校や高等学校の学習指導要領でも著作権について取り扱うこととされています。また、文化庁では、全国各地での講習会の開催や様々な人を対象とした教材の作成・提供を行っています。講習会については、国民一般、都道府県等著作権事務担当者、図書館等職員、教職員を対象として毎年10数か所で開催しています。さら



「平成24年度著作権セミナー（新潟県）の様子」

に、教材についても積極的に提供しており、児童生徒を対象とした著作権学習ソフトウェア、教職員を対象とした指導事例集、大学生や企業を対象とした映像資料、初心者向けのテキスト、著作権Q&Aデータベース「著作権なるほど質問箱」などを文化庁ウェブサイト<sup>\*11</sup>を通して広く提供しています。

このほかにも、関係機関・団体などが主催する著作権講習会への講師の派遣や、著作権教育の充実のため関係団体との連携の促進などを行う著作権教育連絡協議会を開催しており、引き続きこれらの施策を推進し、著作権に関する教育・普及啓発について一層の充実を図っています。

## 5 電子書籍の流通と利用の円滑化

我が国における電子書籍の利活用の推進に向けた検討を行うため、平成22年3月から「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」（総務省、文部科学省、経済産業省の3省合同開催）が開催され、同年6月に報告が取りまとめられました。

当該報告を受け、文化庁においては、知の資産の有効活用と電子書籍流通の基盤整備に関する今後のあるべき姿について検討を行うため、平成22年11月「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」が設置されました。

\*11 参照：[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index\\_4.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_4.html)

当該検討会議では、①デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項、②出版物の権利処理の円滑化に関する事項及び③出版者への権利付与に関する事項について検討が進められ、平成23年12月に報告が取りまとめられました。

①を受け、国立国会図書館は、絶版等資料について、図書館等に対して自動公衆送信を行うことができることとするとともに、図書館等は、利用者の求めに応じて、国立国会図書館から自動公衆送信された絶版等資料の一部複製を行うことができることとされました。

また、公共図書館等が保有する資料を電子書籍化して配信する場合における課題や有効策を明らかにすることを目的として、平成24年9月から平成25年3月まで「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する実証実験」(文化庁ebooksプロジェクト)を実施しました。

当プロジェクトでは、国立国会図書館の保有するデジタル・アーカイブ(デジタル化資料)の一部を、実験的に電子書籍化から配信まで行いました。

この実験の結果は、将来、公共図書館などの公的機関や民間事業者などが、所有する様々な資料を電子書籍化して配信する場合の参考となるよう、課題や有効策をとりまとめました。詳細は、文化庁ウェブサイト「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する実証実験事業」に掲載中の報告書<sup>\*12</sup>を御覧ください。

## 6 国際的課題への対応

### (1) 海外における海賊版対策

アジア地域を中心に、近年、我が国のアニメ、音楽、映画、ゲームソフトなどの著作物に対する関心が高まる一方で、それらを違法に複製した海賊版の製造・流通やインターネット上の著作権侵害が深刻な問題になっています。

海外における侵害海賊版の製造・流通を防ぐためには、我が国の権利者が自ら侵害発生地において迅速に対抗措置をとることができることが不可欠であり、文化庁では、その環境を整備するための施策を積極的に実施しています。

具体的には、①二国間協議などの場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の要請、②侵害発生国・地域における法制面での権利執行の強化の支援、③侵害発生国・地域の取締機関職員を対象としたトレーニングセミナーの実施、④我が国の企業等の諸外国での権利行使の支援等を行っています。

さらに、平成25年度には、侵害発生国・地域における著作権普及啓発事業を実施する予定です。

### (2) 国際ルールづくりへの参画

著作物は、貿易やインターネットを通じた送信などにより国境を越えて利用されるものであるため、多くの国において条約に基づく国際的な保護が行われています。我が国は、「文化的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(ベルヌ条約)」「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(ローマ条約)」デジタル化・ネットワーク化に対応した、「著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)」「実演家及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)」などの著作権関連条約に加え、世界貿易機関(WTO)加盟国として「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の履行義務を負っています。

現在、世界知的所有権機関(WIPO)で検討が進められている「視覚障害者のための権利制限及び例外」や「放送機関の保護」に関する新条約などの議論にも積極的に参画しています。なお、平成24年6月には、視聴覚的実演家(俳優や舞踏家等)の保護を目的とした「視聴覚的実演に関する北京条約(仮)」が採択されました。また、自由貿易協定(FTA)・経済連携協定(EPA)交渉や二国間協議の場において国際的な著作権保護の強化を働きかけています。

<sup>\*12</sup> 参照：[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/jikken/pdf/h24\\_hokokusho.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/jikken/pdf/h24_hokokusho.pdf)

# 第9節 宗教法人制度と宗務行政

## 1 宗教法人制度の概要

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会などの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万2,000の宗教団体が「宗教法人法」に基づく宗教法人となっています。

宗教法人制度を定める宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねています。その一方で、宗教法人の責任を明確にし、その公共性を骨子として全体系が組み立てられています。

図表 2-8-32 宗教法人数

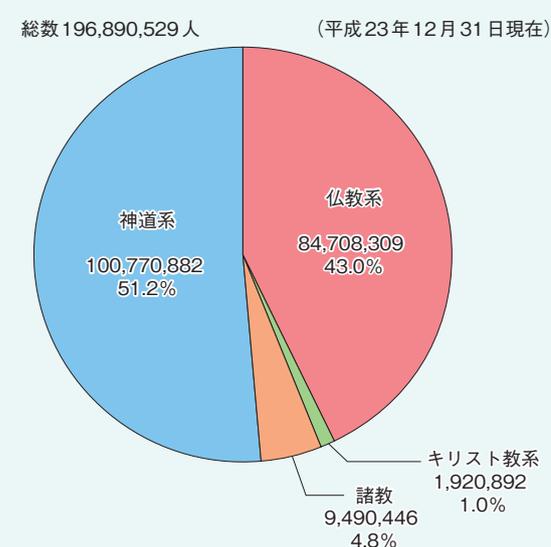
(平成23年12月31日)

所轄	区分		包 括 宗教法人	単 位 宗教法人	合 計
	系統				
文部科学大臣	神道系		126	90	216
	仏教系		156	286	442
	キリスト教系		61	248	309
	諸教		30	80	110
	計		373	704	1,077
都道府県知事	神道系		6	84,996	85,002
	仏教系		11	77,135	77,146
	キリスト教系		7	4,259	4,266
	諸教		1	14,761	14,762
	計		25	181,151	181,176
合 計		398	181,855	182,253	

- (注) 1 文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人や当該法人を包括する宗教法人。  
2 都道府県知事所轄：一つの都道府県内のみに境内建物を有する宗教法人

(出典) 文化庁編『宗教年鑑』(平成24年版)

図表 2-8-33 系統別信者数



(注) 信者の把握の基準は宗教団体により異なる。

(出典) 文化庁編『宗教年鑑』(平成24年版)

## 2 宗務行政の推進

### (1) 宗教法人の管理運営の推進等

文化庁では、都道府県の宗務行政に対する指導・助言、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会などの実施、手引書や映像教材の作成などを行っています。

また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する宗教統計調査を実施し、その結果を「宗教年鑑」としてまとめ、発行するほか、宗教に関する資料の収集や海外の宗教事情の調査などを行っています。



宗教法人実務研修会



宗教年鑑など

## (2) 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情により活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

このため、文化庁と都道府県においては、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証により、また、これらの方法で対応できない場合には、裁判所に対して解散命令の申立てを行うことにより、不活動宗教法人の整理を進めています。

## (3) 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性などに配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されています。

# 第10節 アイヌ文化の振興

国では、以前から、文化財保護の観点によるアイヌ関係の文化財の指定などを行い、北海道教育委員会が行う事業への支援を行ってきました。平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等が置かれている状況を考慮し、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、併せて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立しました。

文部科学大臣と国土交通大臣は、同法の規定に基づく業務などを行う団体として財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構を指定し、同法人の行う事業に対して支援しています。同法人は、アイヌに関する研究等への助成、アイヌ語の振興、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業、優れたアイヌ文化活動の表彰や、アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業などを行っています。

また、アイヌ政策推進会議「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告（平成23年6月）及び「民族共生の象徴となる空間」基本構想（24年7月アイヌ政策関係省庁連絡会議）に基づき、「民族共生の象徴となる空間（北海道白老町）」に整備される予定である博物館の整備・運営に関する調査・検討を進めています。

図表 2-8-34 アイヌ文化振興財団事業体系図（平成24年度）

